

平成 25 年度第 3 回中間市男女共同参画審議会 議事録

【日時】平成 25 年 10 月 3 日 10 時～12 時 15 分

【場所】中間市人権センター

【出席者】〔委員〕有馬周子、井上朱美、河内祥子、正司園博行、末次哲、中尾寿子、西内憲子、野田美知子、花田匡英、細川忠広、
〔事務局〕、蛙田係長、俵、福田、楠本、
〔市民傍聴者〕0 名

1. 会長あいさつ

先日に引き続き、忌憚ないご意見をお願いいたします。

2. 議事

1) 中間市男女共同参画プラン（素案）について

●第 2 章 5. 計画の概要について（DV 法に関する記述の追加について）

【河内会長】『DV 法に基づく基本計画と位置付ける』との一文を追加したい。

●施策体系について

【河内会長】プラン素案の本文には、何のためにプランを策定するのかという理由がわかりにくい。施策の理由付けができておらず、グラフの説明文となっている。今回は原点に戻って、全体の流れを把握し、施策の体系から見直したほうがよいと考える。そこで、資料 1 のように施策の体系の変更を提案する。変更点としては、基本目標の 5 つ目『安心して過ごせる生活への支援』を削除し、施策の柱である『高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備』を、『ひとり親世帯への支援』と併せて、子育て支援に含めている。また、『防災・災害時における男女共同参画の推進』については、『社会参加の促進』に加えている。基本目標を変えた事で言い回しを変える必要もある。意見があれば、その都度伝えてほしい。

【河内会長】『社会参加の促進』の具体的施策である『両親子育て講座などの開設』については、子育て支援に関する施策となるため、この部分からは削除する。

●第 4 節 1. ワークライフバランスの推進

【中尾委員】23 ページのグラフでは、女性は家事や家計の管理を担っている割合が多いことが読み取れる。文章中では「介護」への比重が高いとあるが、「介護」より「家計の管理」を挙げるべきではないか。

【末次委員】本文中で『「家事」については、改善が見られる』とあるが、何か具体的な対

策を行ったためなのか。また、前回調査と今回調査では調査対象が異なるが、改善するという言葉を使うのは不適切ではないか。比較できるのか。

【細川委員】「改善」という言葉の使い方が気になる。家計の管理を女性がすることが、以前から何か問題があったのか。

【河内会長】お金の管理（家計）を女性が担っているのは、家庭において女性の力が強くなったという事であれば、「改善」という文言は不適切である。

【有馬委員】積み上げ横棒グラフにおいて前回と今回を比較した場合、時系列でグラフを見てしまうので、前回は上に、今回を下にグラフ化したほうが見やすいのでは。

【河内会長】本文に『仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが必要』とあるが、具体的施策との整合性がとれていない。施策内容は、相談や啓発活動である。

●第3節1. 雇用の場における男女平等の促進

【井上委員】本文の『家族が犠牲になるケースが増加している』との内容を、前回の審議では削除することになったが、「ワークライフバランス」の内容として入れてもいいのでは。

【河内会長】『家族が犠牲になる』という文章をそのまま入れるのは不適切なので、文言を変更して入れる。

●第4節2. 児童の健全育成と子育て支援の充実

【河内会長】施策の柱『児童の健全育成と子育て支援の充実』の具体的施策の1つである「ひとり親家庭の支援」については、具体的施策『生活上の困難に直面する世帯への支援』に盛り込みます。また、本日欠席の三角委員からの指摘で、本文(25ページ3行目)に『児童の虐待・放置』とあるが、「放置」は「ネグレクト」に変更したほうが良いという意見があるが、ネグレクトも虐待に含まれるため、『児童の虐待など』という表記でいいのではないかと。

【中尾委員】具体的施策の一つである『ファミリー・サポート・センター事業の開設』は前回のプランからずっと同じであるが、何かしら進んでいるのか。

【蛙田係長】センターという形での開設は難しいが、シルバー人材センターの事業としては可能である。

【河内会長】行動計画を見直した今回の資料では、具体的施策から削除しているが、『ファミリー・サポート事業の充実を図る』という形にすればよいのではないかと。

【中尾委員】せっかくシルバー人材センターで、実施しているのであれば、充実させて進めたほうがよい。

【蛙田係長】シルバーの事業内容の1つではあるが、「ファミリー・サポート事業」としてはいるわけではない。子育ての補助も行っているということ。

【河内会長】ファミリー・サポート制度を発展的解消とし、施策としてセンターを作らなくてもいいのではないかと。敢えて具体的施策とすることで、事業を充実させてい

ける。家庭内で補助が出来る仕組みが必要である。

- 【有馬委員】気楽にお願い出来るサポート・センターとして、もう母体があるので、『ファミリー・サポートの事業の推進をはかる』などの文言ではどうか。
- 【井上委員】具体的施策の 3. (3)『子育て相談機能を充実する』と 2. (2)『子育て支援体制の機能強化』は内容が同じではないか。
- 【中尾委員】保育所での相談と一般的な子育てに関する相談の違いではないか。
- 【河内会長】保育としてあてはまらないものは「2.子育て支援態勢の機能強化」へ。2. (3)に「子育ての相談」という内容で具体的施策を設けるべきではないか。
- 【井上委員】3. (3)『子育て相談機能』を 2. (3)に加えるべきではないか。
- 【河内会長】3. (3)の内容を『保育相談機能を充実する』とし、を 2. (3)へ変更するのはどうか。また、具体的施策 3『多様な保育サービスの充実』を『多様な子育て支援』に変更したらどうか。「子育て」と「保育」が混在するとわかりにくい。
- 【中尾委員】サービスと体制に違いがあるのか。3を設ける必要があるのか。
- 【河内会長】2.『多様な子育て支援サービスの充実』とするのはどうか。

●第5節1. 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 【河内会長】第5節『安心して過ごせる生活への支援』へ、『ひとり親家庭への就学、子育て支援』が加わる。これらをまとめて『生活上の困難に直面する世帯への支援』という形にしてはどうか。素案 27 ページでは、グラフが「高齢化率の推移」となっているが、これでいいのか。介護についてとなっているが、介護の不安が女性自体にかかるということならば、他に柱を立てる必要があるのでは。
- 【細川委員】施策の柱『生活上の困難に直面する世帯への支援』は、豊かな老後を送るための制度を含むのか。老後の支援と男女共同参画に関係があるのか。
- 【河内会長】元々は、介護における女性の負担が大きいという視点なので、男女が共に介護を担うためには、『生活上の困難に直面する世帯への支援』という枠組みの中に入れていいのでは。
- 【有馬委員】介護者が高齢化しているということなのか。
- 【河内会長】介護を、ワークライフバランスの内容に入れるのはどうか。「生活の困難」に関する本文では、グラフなどデータよりも、世の中で起こっている、代表的な事件や事故を取り上げる方がよい。今回、新設する内容なので、必ずしもデータがあるとは限らないのでは。
- 【細川委員】高齢者への支援を男女共同参画の内容に含む理由が、よくわからない。
- 【河内会長】内閣府の第3次男女共同参画行動計画に、高齢者への支援も含まれているためである。ここは、時間の都合で、一旦事務局で考えてもらう。

●第5節2. 防災・災害時における男女共同参画の推進

【河内会長】避難所ありきではなく、その為の施策作りが必要である。また、前回問題となったアンケートの表記については、『平成24年中間市男女共同参画に関する市民意識調査(平成25年2月報告)』とする。今回、三角委員からの指摘で、「防犯、防災に関する知識」を入れてはどうかとの意見があった。そこで、2.(2)に「防災教育」として入れてはどうか？

【中尾委員】小中学校では避難訓練が行われているが、大人はそういう機会がない。実際に避難する際に、誰が誰を迎えに行くかというような組織作りが出来ていない。東北では大震災の教訓で、地域ぐるみでの防災組織の取り組みがあるが、中間市ではどうなっているのか。

【河内会長】男女の視点からの防災組織は必要である。

【井上委員】この辺の自治体で、女性だけの防災組織を作っているところがあると聞いた。

【河内会長】防災に関してはこれから市で取り組んでいかねばならないことである。防災組織や避難訓練なども男性中心ではなく具体的に女性も携わっていきけるとよいが。行動計画に施策として入れるのはどうか。

【有馬委員】災害が起きた時に、女性も相談しやすい窓口を作ることも必要。女性の消防団もある。

【末次委員】社協主催で、災害時ボランティアセンターにて研修があった。地域での防災に関する活動も行われている。

●第6節1. 男女の健康づくりと暴力の根絶

【井上委員】「第6節 男女の健康づくりと暴力の根絶」の内容で、素案では、未婚率のグラフを掲載しているが、関連性が見られない。

【中尾委員】女性は出産するため、より健康に留意しなければならないということだと思うが、関連性がわかりにくい。

【河内会長】ここには他のデータが必要である。国における男性や女性の不妊、また、HIVなど、男女の健康づくりに関係が深いものにしてもらう。

【細川委員】前回の行動計画での文言のほうが、ここの内容には適している。

【河内会長】具体的施策の内容はこのままでよい。本文を適切に変更する必要がある。

●第6節2. 配偶者等に対する暴力防止対策の推進

【河内会長】素案33 ページ7行目の『また、』は不要である。内容もまとまりがない。セクハラとDVは別々に扱うべき。

【井上委員】セクハラやパワハラに関しては、『配偶者等に対する暴力』とは別枠である。これらは雇用環境に関する問題である。

【河内会長】(素案21 ページの)『雇用環境の整備と就労支援』という施策の柱における、具体的施策の1つに、セクハラ防止に関することが挙げられている。

- 【中尾委員】セクハラは雇用場だけに限ったことではないので、「あらゆる暴力を根絶」という視点では、セクハラも内容に含まれるのではないかと。
- 【井上委員】2.『配偶者に対する暴力、防止対策の推進』の本文中に、『近年、夫・パートナーからの暴力』とあるが、グラフを見ると女性から男性が受ける暴力もかなりの割合があるので、「夫」の部分で「配偶者」に変更すべき。
- 【中尾委員】この項での暴力は、配偶者・パートナー間に限ったことになっている。配偶者に対しては、セクハラとは言わない。暴力にセクハラを含めないのか。
- 【細川委員】配偶者に対しては、DVに含まれる。セクハラとは分けるべき。
- 【中尾委員】ストーカーは、暴力には含まれないのか。
- 【細川委員】ストーカーは、配偶者やパートナーに対しても考えられる。
- 【河内会長】DVについての説明をどこかに記載しなければならない。
- 【中尾委員】様々な暴力を含めて、施策の柱の文言に「あらゆる」を入れるのはどうか。
- 【井上委員】DVが薄れてしまわないか。
- 【中尾委員】様々な暴力の被害にあう女性の事も含んでほしい。
- 【細川委員】家庭内と家庭外での暴力がある。
- 【河内会長】2.「配偶者等に対する暴力～」を「女性に対するあらゆる暴力～」に変更するのはどうか。
- 【中尾委員】2.「配偶者」と「あらゆる暴力」を合わせる。その中の具体的施策として、セクハラとDVそれぞれを含める。そして、DVをメインとするのはどうか。

再度、事務局が業者と打ち合わせをし、次回審議会までに素案を委員に提出することとなった。

5) その他

●次回審議会開催日について

11月8日（金）10時より、中間市人権センター研修室にて開催を決定。

以上